株 主 各 位

東京都千代田区神田司町二丁目1番地



取締役社長 岡部 昭彦

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。(なお、本年度もお土産はご用意しておりません)また、書面又はインターネット等による議決権の事前行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。なお、議決権の行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次ページのご案内に従って、令和4年6月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送、又はご入力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和4年6月28日 (火曜日) 午前10時 午前9時に開場致します。

2. 場 所 東京都千代田区神田司町二丁目1番地 当本社 4階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第68期 (自 令和 3 年 4 月 1 日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第68期 (自 令和3年4月1日) 計算書類報告の件

決議事項第1号議案第2号議案第3号議案

定款一部変更の件 取締役8名選任の件 監査役1名選任の件

以上

◎お願い:当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約の為この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類報告等に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.glosel.co.jp/)にてお知らせ致します。

議決権行使方法についてのご案内



インターネットにて行使いただく場合

行使期限 令和4年6月27日 (月曜日) 午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

議決権行使サイト:https://evote.tr.mufg.jp

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶



郵送にて行使いただく場合

行使期限 令和4年6月27日(月曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着 するようご返送ください。



株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時 令和4年6月28日(火曜日)午前10時

(受付開始 午前9時)

当日ご出席の際は、必ず株主様(当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む)が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

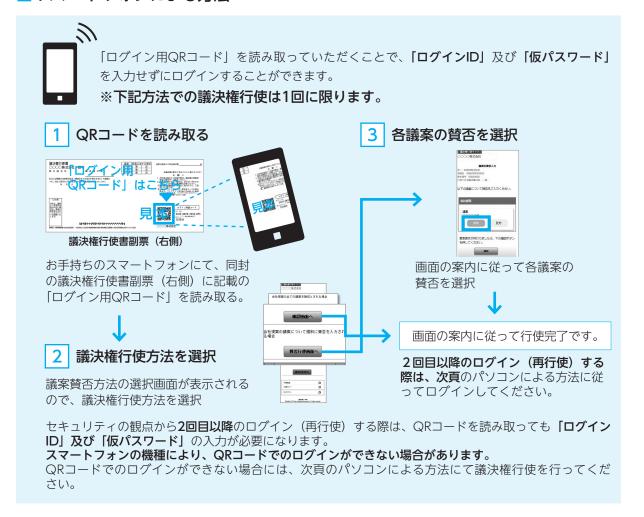
また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください (代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります)。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

インターネットによる行使方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、行っていただきますようお願い致します。

■ スマートフォンによる方法



■ パソコンによる方法

議決権行使サイトへ アクヤス

(https://evote.tr.mufg.jp/)



- EMUTURATION - NATIO ログインのあよび様在ごを終されている コワードので「保護的に対するか」。 大権行使者 ○○将式会社 即中

株主総会に関するお手続きサイトログインページ (株主名海管理人)三数JFJ(原理経行、証券代行業

ログインする

● MUFG 三層UFJ信託銀行

「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能 を搭載したスマートフォ ンをご利用の場合は、右 記のQRコードを読み取 ってアクセスいただくこ とも可能です。



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に 記載された「ログインIDI 及び「仮パ スワード を入力

ログインID パスワード

(株主総会招集の都度、新しい「ログ インID| 及び「仮パスワード」をご通 知します。)

(3) 「ログイン」をクリック

パスワードを登録



- 4 新しいパスワードを「新規パス ワード入力欄 | と「確認用パス ワード入力欄 | の両方に入力。 新しいパスワードはお忘れにな らないようご注意願います。
- (5) 「送信! をクリック!

■議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフ ォンから、当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくこ とによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時か ら午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環 境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決 権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細に つきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセス に際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様の ご負担となります。

■複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場 合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていた だきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場 合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

2000 0120-173-027 (通話料無料)

以降は

面

の入力案内に従ってご入力ください

受付時間 9:00~21:00

— 4 —

目 次

第68期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法についてのご案内	2
目次	5
株主総会参考書類	6
議案及び参考事項	6
(添付書類)	
事業報告	16
I. 企業集団の現況に関する事項	16
Ⅱ. 株式に関する事項	23
Ⅲ. 会社役員に関する事項	24
Ⅳ. 会計監査人に関する事項	32
V. 業務の適正を確保する為の体制 ····································	32
VI. 業務の適正を確保する為の体制の運用状況(概要) ····································	35
連結計算書類	36
連結貸借対照表	36
連結損益計算書	37
連結株主資本等変動計算書	38
連結注記表	39
個別計算書類	55
貸借対照表	55
損益計算書	56
株主資本等変動計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
個別注記表	59
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	66
会計監査人の監査報告書 謄本	68
監査役会の監査報告書 謄本	70
株主総会会場ご案内図	

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

	(下源的交叉區/开口外包(6))的)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ	
<u>なし提供)</u>	
第15 条当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算	(削除)
書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、	
法務省令に定めるところに従いインターネットを	
利用する方法で開示することにより、株主に対し	
て提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
	(電子提供措置等)
	第15条当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、電子提供
	措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務
	<u>省令で定めるものの全部または一部について、議決</u>
	権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交
	付する書面に記載しないことができる。
	<u>(附則)</u>
	1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正す
(新設)	る法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただ
	し書きに規定する改正規定の施行の日である
	2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という)から
	効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以
	内の日を株主総会の日とする株主総会については、
	変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインタ
	ーネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日また
	は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のい
	ずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役9名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏	名		当社における地位・担当	特別人事 委員会
1	_{おか} べ 岡部	あきひこ 昭彦	再任	代表取締役社長 サステナビリティ・DX推進統括	0
2	うえ の 上野	たけふみ	再任	取締役副社長 企画・管理統括 IR・コンプライアンス・リスク管理担当	0
3	たかはし 高橋	っとむ 強	再任	常務取締役営業統括	_
4	なら奈良	_{ひろゆき} 弘行	再任	取締役 内部統制担当	_
5	さい き 齊木	たけ し 武志	新任	取締役技術統括	_
6	がんだ	ょしふみ 祥史	再 任 社 外 独立役員	取締役	0
7	*つむら 松村	あつ こ 敦子	再 任 社 外 独立役員	取締役	0
8	ts の 濱野	ayta 京	再 任 社 外 独立役員	取締役	0

[※]当社における地位・担当につきましては、2022年6月28日選任後の地位・担当を記載して おります。

おか 1, あき こひ 彦 出 昭 (昭和30年11月24日生)

再 任

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

大倉商工株式会社入社 昭和53年3月

平成 14年 10月 当社入社第3営業本部副本部長

執行役員第3営業本部長 平成 15年 6 月

平成 21年 4月 上席執行役員第1営業本部長

当社海外現地法人(台湾・上海・シンガポール)取締役 平成 22年 5月

平成 22年 6 月 取締役・第1営業本部長委嘱

当社海外現地法人(タイ・香港)取締役

取締役 平成 23年 4月

平成 26年 6 月 常務取締役

平成 30年 6 月 専務取締役

令和 4 年 1 月 代表取締役社長 (現任)

■ 所有する当社株式の数

27.100株

■ 取締役候補者とした理由

岡部昭彦氏は、営業統括の取締役として長年にわたり当社の重要な業務に携わり国内外の事業基盤の強化お よび拡大を図るとともに、新規事業の発掘等、豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、当 社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判 断し、取締役候補者としました。

うえ ふみ の たけ

\vdash 武 史 (昭和31年2月2日生)

任 再

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

株式会社富士銀行入行 昭和53年4月

平成 11年11月 同行京都支店部長

株式会社みずほ銀行神谷町支店支店長 平成 14年 4月

同行神谷町・神谷町駅前支店支店長 平成 15年 7 月

平成 16年 4 月 同行有楽町支店支店長

平成 19年 6 月 当社入社取締役

株式会社イーストンワークス取締役(現任) 平成 21年12月

平成 25年 6 月 常務取締役

平成 28年 6 月 専務取締役

平成 30年 6 月 取締役副計長 (現仟)

■ 所有する当社株式の数

23.700株

■ 取締役候補者とした理由

上野武史氏は、金融機関において長年の経験・実績から企業経営や経営戦略に関する豊富な知見をもち、当 社入社後は、経営企画、財務・経理、人事・総務の管理部門の統括責任者として、ガバナンス体制の強化を はじめとする当社の事業活動に大きく貢献しております。これらのことから、当社の持続的な成長と中長期 的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者 としました。

— 9 —

代表取締役計長 サステナビリティ・DX排 進統括

[当社における地位及び担当]

特別人事委員会員

特別人事委員会員

取締役副計長

スク管理担当

企画・管理統括

(当社における地位及び担当)

Ⅰ R·コンプライアンス・リ

高橋 強 (昭和35年1月28日生)

再 任

[当社における地位及び担当]

常務取締役 営業統括

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 総務部長

平成 25年 4月 執行役員人事・総務本部長

平成 27年 4 月 上席執行役員人事・総務本部長

平成27年5月 株式会社イーストンワークス取締役社長

平成 28年 6月 取締役

令和元年10月 台灣高導股份有限公司取締役(現任)

令和 元年11月 プロモートソリューション本部長委嘱

令和 4 年 1 月 常務取締役 (現任)

■ 所有する当社株式の数

29.527株

■ 取締役候補者とした理由

高橋強氏は、長年にわたり人事・総務等の管理系業務を中心に当社の内部統制、コーポレートガバナンスの 強化に取り組み、営業においてもルネサスエレクトロニクス製品の拡販や新規商材発掘など幅広い経験と知 見を有しております。これらのことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の 経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

な ら ひろ ゆき

4 奈良弘行(昭和33年7月31日生)

再 任

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

昭和 58年 4月 日立マイクロコンピュータエンジニアリング株式会社入社 平成 13年 8月 株式会社日立セミコンデバイス営業企画統括部仕入企画部 長

平成 15年 4月 株式会社ルネサス販売営業企画本部営業業務サポート部長

平成 26年 10月 当社入社海外営業本部海外営業推進部長

平成 29年 4 月 執行役員海外営業本部付 当社海外現地法人(香港)董事総経理

平成30年4月 上席執行役員第3営業本部長

令和元年6月 取締役第3営業本部長委嘱

令和 3 年 2 月 取締役 (現任)

令和 3 年 4 月 当社海外現地法人(香港・シンガポール・台湾・上海・

タイ・アメリカ)取締役(現任)

令和 3 年 5 月 株式会社イーストンワークス取締役 (現任)

■ 所有する当社株式の数

5.695株

■ 取締役候補者とした理由

奈良弘行氏は、国内事業ならびに海外事業経営に長年従事し、海外駐在など豊富な経験と幅広い知見を有しており、海外事業の拡大を牽引してきた実績を有しております。国内事業においても、当社の内部統制の強化やDX推進に取り組むなど豊富な経験と実績を有しています。これらのことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

〔当社における地位及び担当〕 取締役 内部統制担当

5 齊 木 武 志 (昭和40年9月18日生)

[当社における地位及び担当]

新任

取締役 技術統括

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

昭和61年4月 当社入社

平成 19年 4月 技術本部開発 3部長

平成 26年 4 月 技術本部副本部長

平成28年4月 システムソリューション本部長

平成31年4月 執行役員システムソリューション本部長

令和 3 年 4 月 上席執行役員システムソリューション本部長 (現任)

■ 所有する当社株式の数

4.700株

■ 取締役候補者とした理由

齊木武志氏は、長年半導体の設計開発に従事しており、平成28年からシステムソリューション本部長として、優れた先見性とリーダーシップを発揮し、自社開発製品半導体ひずみセンサ「STREAL」を中心とした新規事業を立ち上げた実績を有しております。これらのことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

かん だ よし ふみ

6 苅田祥史(昭和27年3月10円生)

再 任

社 外

社外取締役

[当社における地位及び担当]

特別人事委員会委員長(議

独立役員

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

昭和 49年 4 月 株式会社日立製作所入社

平成 18年 1月 同社理事 情報・通信グループ公共システム営業統括本部

長

平成 20年12月 同社理事 中国支社長

平成 23年 4 月 同社執行役常務 電力統括営業本部長

平成26年4月 同社執行役常務 電力システムグループ電力システム社電

力統括営業本部長兼営業統括本部副統括本部長

平成27年4月 株式会社日立システムズパワーサービス副社長執行役員

平成 29年 4 月 株式会社日立製作所営業統括本部 顧問

平成 29年 6 月

当社取締役(社外)(現任) 新明和工業株式会社監査役(社外)

平成 30年 4 月 早稲田大学理工学術院非常勤講師

平成30年6月 新明和工業株式会社取締役(社外)(現任)

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

対田祥史氏は、長年にわたるグローバル企業での実務経験に加え、株式会社日立システムパワーサービス副社長執行役員を歴任し豊富な企業経営の経験と知見を有しております。以上のことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、社外取締役候補者としました。同氏の当社社外取締役就任時期は、本総会終結の時をもって5年となります。

松 村 敦 子 (昭和30年12月7日生)

再 任 社 外 独立役員

特別人事委員会員

补外取締役

[当社における地位及び担当]

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

昭和53年4月 (社団法人)日本経済研究センター勤務

昭和 56年 4 月 経済企画庁経済研究所客員研究員

昭和63年4月 大妻女子大学専任講師

平成 3 年 4 月 東京国際大学経済学部専任講師

平成 18年 4月 東京国際大学経済学部教授 (現任)

平成 22年 4 月 日本女子大学家政学部 家政経済学科非常勤講師 (現任)

平成 27年 4 月 慶應義塾大学法学部政治学科非常勤講師

平成 28年 6月 当社取締役(社外)(現任)

平成30年6月 ミネベアミツミ株式会社取締役(社外)(現任)

令和 4 年 4 月 神奈川大学経営学部経済学科非常勤講師 (現任)

■ 所有する当社株式の数

∩##

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松村敦子氏は、大学教授として国際・国内経済全般における知見に加え、教育者として培った幅広い見識と 豊富な経験を有しております。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したこと はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。以上の ことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適 任であると判断し、社外取締役候補者としました。同氏の当社社外取締役就任時期は、本総会終結の時をも って6年となります。

はま の みやこ

8 濱 野

京(昭和30年4月17日生)

再 任

社 外

独立役員

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

昭和54年4月 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)入構

平成 27年 10月 内閣官房政策参与 (クールジャパン戦略担当)

平成 28年 4月 内閣府知的財産戦略推進事務局政策参与(クールジャパン 戦略担当)

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)評議員(現

任)

国立大学法人信州大学理事(ダイバーシティ推進担当)

(現任)

平成 29年 4 月 総務省独立行政法人評価制度委員会評価部会委員(現任)

令和 元 年 7 月 株式会社ビューネットコーポレーション取締役(社外) (現任)

令和 元 年 12月 日本弁護士連合会市民会議委員(現任)

令和 2 年 6 月 当社取締役(社外)(現任)

令和 3 年 6 月 株式会社八十二銀行取締役(社外)(現任)

■ 所有する当社株式の数

3,000株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

〔当社における地位及び担当〕 社外取締役

特別人事委員会員

濱野京氏は、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)初の女性理事に就任され、長年にわたり公的機関で企業の海外ビジネス支援事業に従事し、内閣官房政策参与としては、民間連携のクールジャパン戦略を担当、また大学理事としても学校経営に携わっており、多様な経験を有しております。以上のことから、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社の経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、社外取締役候補者としました。同氏の当社社外取締役就任時期は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はございません。
 - 2. 苅田祥史、松村敦子及び濱野京の3氏は社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届出を行っております。
 - 3. 取締役との責任限定契約について 当社は、苅田祥史氏、松村敦子氏及び濱野京氏との間で、当社定款に基づき、 会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める最低責任限度額を 限度とする旨の責任限定契約を締結しており、再任された場合、当該契約を継続 する予定であります。
 - 4. 取締役との役員等賠償責任保険契約について 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間 で締結し、被保険者が負担する事となる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填 補する事としております。本議案が原案通り承認され各候補者が選任された 場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められる事となり、また、当該 保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事 業報告(26頁)に記載の通りであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役土井豊氏が任期満了となります。つきましては、監 **査役1名の選仟をお願いするものであります。**

本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

特別人事 氏 名 委員会 再 任 どい ゆた か 社 外 十井 独立役員 Ł" (,) ゆたか +# 任 衦 独立役員 再 (昭和34年4月1日生)

■ 略歴及び当社における地位・担当並びに重要な兼職の状況

株式会社富士銀行入行 昭和 56年 4月

平成 12年 2月 同行神田支店副支店長

株式会社みずほ銀行盛岡支店支店長 平成 14年 10月

平成 15年 7月 同行東青梅支店支店長

平成 20年 3月 同行調布支店付参事役 株式会社オーク製作所出向

平成 21年 5月 株式会社オーク製作所 転籍

平成 23年 4月 同社日の出工場生産管理部長

平成 25年 7月 同社総務部長

東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課 公益法 平成 30年 4月

人担当公益認定等専門員(現任)

平成30年6月 当社監査役(社外)(現任)

■ 所有する当社株式の数

∩株

■ 社外監査役候補者とした理由

土井豊氏は、金融機関での豊富な実務経験を経て、メーカにおいても管理業務も歴任し、これまでの専門知 識、実務経験等を有しております。以上のことから、当社における監査体制の強化に活かして頂けるものと 判断し、監査役候補者としました。同氏の当社社外監査役就任時期は、本総会終結の時をもって4年となり ます。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。 2. 土井豊氏は社外監査役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引がに届出を行っております。

 - 独立役員として同取引所に届出を行っております。
 3. 監査役との責任限定契約について
 当社は、土井豊氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
 4. 監査役との役員等賠償責任保険契約について
 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事となる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補する事としております。本議案が原案通り承認されて井豊氏が選任された場合、保埔老は、当該保险契約の被保険者に令められる事となり、また、当該保险契約 候補者は、当該保険契約の被保険者に含められる事となり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告(26) 頁) に記載の通りであります。

(ご参考)

取締役及び監査役のスキルマトリックス

当社取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下の通りです。

(第68期定時株主総会後(2022年6月28日)時点)

							.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- (_ , _ ,		, = 3,1117		
	Б	托名	役職	①企業経営・経営戦略	②内部統制・ガバナンス	③営業・マーケティング	4 技 術	⑤ グローバル	© I T . D X	②財務・会計	⑧人事労務・総務	リスクマネジメント ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	⑩ ESG・
	岡部	昭彦	代表取締役社長	•	•	•	•	•					•
	上野	武史	取締役副社長	•	•	•				•	•	•	
	高橋	強	常務取締役		•	•					•	•	
取	奈良	弘行	取締役		•	•		•	•				
取締役	齊木	武志	取締役	•		•	•		•				
	苅田	祥史	取締役(社外)	•		•	•	•	•				•
	松村	敦子	取締役(社外)					•			•		•
	濱野	京	取締役(社外)	•				•			•		•
	髙木貞	引記成	常勤監査役		•						•	•	•
監査役	大髙	俊幸	常勤監査役(社外)		•					•		•	
役	菰田	当昭	監査役(社外)		•							•	•
	土井	豊	監査役(社外)							•		•	•

以上

(添付書類)

事 業 報 告

第 68 期

(自 令和 3 年 4 月 1 日) 至 令和 4 年 3 月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の経済環境は、上半期では新型コロナウイルスのワクチン接種が先進国を中心に進み、状況はやや落ち着きを取り戻しましたが、東南アジアなどではデルタ株による感染拡大が深刻化し、サプライチェーンに大きな影響をもたらす状況となりました。下半期におきましては、世界中で新型コロナウイルス変異株のオミクロン株感染が急激に拡大し、社会生活全般への影響が継続しました。また、2022年2月には、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、地政学的なリスクをもたらすとともに、原油、希少金属や小麦など様々な分野における供給への影響が起きており、世界経済は一気に不透明感を増しております。

半導体市場におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある一方で、経済活動の回復により、自動車関連やインフラ設備投資、PCやタブレット端末など幅広い分野で需要の拡大が継続し、2021年の世界半導体売上高は前年比26.2%増となり年間売上高は過去最高額を更新しました。地域別では、米州が前年比27.4%増、中国が同27.1%増と市場が拡大しました。2022年2月では、世界全体売上高で前年同月比32.4%増と大きく伸びました。

当社主要販売先である自動車分野、産業分野におきましては、半導体不足や海外生産部品の調達難などによる自動車メーカーの減産が影響し、自動車分野は2021年国内新車販売台数が前年比3.3%減となりました。一方、米国新車販売台数はロックダウンなどの厳しい規制が影響した2020年から前年比3.4%増と緩やかな回復となりました。産業分野は2021年のインバータ・サーボモータ等の産業用汎用電機機器の出荷金額は、国内出荷、輸出とも堅調に推移し前年比18.2%増となりました。

このような環境の下、当連結会計年度は、品目別売上高では集積回路はロジックIC・リニアが産業・自動車分野を中心に増加、前年度比3,371百万円増(8.6%増)の42,695百万円、半導体素子はパワーデバイスが自動車分野等での増加により、同75百万円増(0.8%増)の10,043百万円、表示デバイスは産業及び民生分野等での増加により、同251百万円増(17.7%増)の1,667百万円、その他は高感度ひずみセンサモジュール「STREAL」が大幅に増加し、同3,699百万円増(40.4%増)の12,853百万円となりました。その結果、売上高は同7,397百万円増(12.4%増)の67,259百万円となりました。

売上原価は前年度比5,835百万円増(10.8%増)の60,116百万円。売上高に対する売上原価の比率は、「STREAL」の売上比率増加等により、前年度に比べ1.3ポイント減少し89.4%となっております。売上総利益は同1,562百万円増(28.0%増)の7,142百万円となり売上高に対する売上総利益の比率は前年度に比べ1.3ポイント増加し10.6%となっております。

(単位:百万円)

販売費及び一般管理費は、高感度ひずみセンサモジュール「STREAL」研究開発費の増加、海外での売上高増加に伴う物流費増加などがあり、前年度比115百万円増(1.9%増)の6,189百万円となりました。売上総利益増加の結果、営業利益953百万円(前年度は営業損失493百万円、前年度比1,447百万円増)、経常利益1,199百万円(前年度は経常損失261百万円、前年度比1,461百万円増)となりました。経営基盤強化施策推進に伴う構造改革費用を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失362百万円(前年度は親会社株主に帰属する当期純損失367百万円、前年度比4百万円増)となりました。

連結業績の推移 (単位:百万円)

					令和3年	F3月期		令和4年3月期			
				第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
	売	上	高	13,040	13,867	15,677	17,275	15,619	16,228	18,235	17,174
	営業利益又は営業損失 (△)		△279	△224	67	△57	103	207	568	73	
経常利益又は経常損失 (△)		△259	△198	93	103	121	241	659	177		

企業集団の商品別販売実績

摘要	売 上 高	前期比	構成比
集 積 回 路	42,695	108.6%	63.5%
半 導 体 素 子	10,043	100.8%	14.9%
表 示 デ バ イ ス	1,667	117.7%	2.5%
そ の 他	12,853	140.4%	19.1%
合 計	67,259	112.4%	100.0%

2. 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は143百万円となっております。その主なものは基幹システムの 開発費用及び自社利用のソフトウェアの購入であります。

3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区分	平成31年3月期 (第 65 期)	令和2年3月期 (第 66 期)	令和3年3月期 (第 67 期)	令和4年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	78,332	68,664	59,861	67,259
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	697	65	△367	△362
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	28円02銭	2円74銭	△15円17銭	△14円84銭
総 資 産	34,004	32,061	33,653	38,682
純 資 産	23,400	22,550	22,501	22,280

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区分	平成31年3月期 (第 65 期)	令和2年3月期 (第 66 期)	令和3年3月期 (第 67 期)	令和4年3月期 (当事業年度)
売 上 高	61,567	56,011	48,437	53,281
当期純利益又は当期純損失(△)	2,400	223	△589	△569
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	96円49銭	9円31銭	△24円36銭	△23円31銭
総 資 産	27,612	26,067	27,272	29,893
純 資 産	19,955	19,338	18,899	18,099

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

4. 対処すべき課題

当社グループの属する半導体業界においては、自動車のエレクトロニクス化、スマートフォンやタブレット端末等のモバイル機器市場の拡大、IoT、AI、5Gの拡がり等により、世界の半導体需要は長期的には増加を続けていくと予想されます。しかしながら、半導体ビジネスモデルの変革等により半導体メーカー及び半導体商社の再編も行われております。更に、市場では技術革新が急速に進み、顧客ニーズはより高度で幅広いものとなってきております。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染の影響が継続するとともに、ロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学的なリスクの増加や原材料・エネルギー価格の高騰などにより、製品需要や販売先、仕入先メーカーの生産見通し等は依然として不確実な状況が続き、当社グループを取り巻く環境は不透明さを継続しております。このような状況の中、持続的成長を続けるためには次の経営課題を克服し、経営基盤の更なる充実と強化に努めてまいりますことが重要と考えております。

- ①当社の主要仕入先であるルネサスエレクトロニクス株式会社の経営戦略の変化への対応
- ②顧客第一主義の徹底によるワンストップ・ソリューション、高付加価値ビジネスの推進
- ③新規顧客・顧客新分野の開拓、取扱商品の多角化
- ④半導体ひずみセンサ「STREAL」を活用した事業等、新たな事業の早期立上げ
- ⑤成長分野への経営資源の集中
- ⑥国内外の情報一元化によるグローバルな顧客対応の実施とサポート体制の充実
- (7)コーポレート・ガバナンスの充実と、チャレンジ精神旺盛な企業風土の醸成

なお、半導体ひずみセンサ「STREAL」事業におきましては、高感度次世代半導体の開発を加速させ、現行半導体の10倍感度の新STREAL「次世代半導体ひずみセンサ」のサンプル出荷を昨年5月より開始致しました。また、「次世代半導体ひずみセンサ」を「nano-STREAL」と命名しお客様の開発製品に搭載し評価を開始致しました。

今後も、パートナー企業との連携を強化し、顧客第一主義の更なる徹底によるワンストップでのソリューションビジネスの推進を図り、当社グループ全体で経営課題に取り組み業績拡大に邁進していく所存であります。

5. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社7社により構成されております。

この中で、当社は主要な仕入先であるルネサスエレクトロニクス株式会社、株式会社日立製作所グループ会社と特約店契約を締結し、集積回路、半導体素子等を購入するとともに、主要な仕入先以外の仕入先からも商品を購入し、国内及び海外のメーカーに対する販売、並びにソフトウェアの開発及びASICの設計開発を行っております。また、高感度な半導体ひずみセンサを搭載したセンサモジュール「STREAL」の自社設計・製造・販売を行っております。

また、連結子会社である高導香港有限公司、GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD.、台灣高導股份有限公司、高導(上海)貿易有限公司及びGLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.は当社のアジア地域における商品の販売並びにサービスの提供を行っており、GLOSEL AMERICA INC.は当社の米国における商品の販売並びにサービスの提供を行っております。また、株式会社イーストンワークスは当社より委託を受け、当社グループの物流業務を担当しております。

主要取扱商品

集	積	į [路	マイコン、ロジック、メモリ、センサーIC等
#	導	体	素	子	トランジスタ、ダイオード、整流素子等
表	示	デ バ	1	ス	液晶表示等
そ		\mathcal{O}		他	一般電子部品、電子機器等

6. 企業集団の主要拠点等

(1) 企業集団の事業所及び営業所

① 当社

本 社:東京都千代田区

営業所:高崎営業所、大阪営業所、茨城営業所、仙台営業所、宇都宮営業所

② 連結子会計

株式会社イーストンワークス 本社:埼玉県さいたま市

高導香港有限公司 本社:香港

(GLOSEL HONG KONG LTD.)

GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD. 本社:シンガポール

台灣高導股份有限公司本社:台湾

(GLOSEL TAIWAN CO.,LTD.)

高導 (上海) 貿易有限公司 本社:中国

(GLOSEL SHANGHAI TRADING CO.,LTD.)

GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD. 本社:タイGLOSEL AMERICA INC. 本社:米国

(2) 企業集団及び当社の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

区分	従業員数(名)	前期末比増減
男 子	259	92名減
女 子	104	13名減
合計	363	105名減

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

	X	分	従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
	男	子	233	89名減	45.2	13.5
	女	子	76	13名減	35.3	10.4
合計又は平均		は平均	309	102名減	42.7	12.8

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む人員であります。

7. 重要な子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業の内容
株式会社イーストンワークス	100%	倉庫荷役及び荷造包装事業
高導香港有限公司 (GLOSEL HONG KONG LTD.)	100%	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子 機器の販売及びサービスの提供
GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD.	100% (100%)	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子 機器の販売及びサービスの提供
台灣高導股份有限公司 (GLOSEL TAIWAN CO.,LTD.)	100%	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子 機器の販売及びサービスの提供
高導(上海)貿易有限公司 (GLOSEL SHANGHAI TRADING CO.,LTD.)	100% (60%)	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子 機器の販売及びサービスの提供
GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	100% (100%)	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子 機器の販売及びサービスの提供
GLOSEL AMERICA INC.	100%	半導体・液晶デバイス・電子部品・電子 機器の販売及びサービスの提供

(注)「出資比率」欄の(内書)は間接所有の割合であります。

8. 主要な借入先及び借入額

				ſ	# 	入	先	-				借入残高
杉	朱	式	Ź	<u>></u> <u>></u>	社	み	す "	(3	Ę	銀	行	3,649百万円
村	朱	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	2,538百万円

9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

- (1) 当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、安定的かつ継続的な配当と企業価値を高めるための内部留保の充実により安定した経営基盤を築くことで企業体質の強化を図ることを基本とし、これらを総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を実施しております。
- (2) 当社は、平成18年6月29日開催の第52期定時株主総会において、改定された定款により、 剰余金の配当等は取締役会において決議(会社法第459条第1項)しております。 また、剰余金の配当は期末年1回の実施を基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり12円とすることを令和4年5月16日 開催の取締役会において決議いたしました。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

40,000,000株

2. 発行済株式の総数

26,053,435株(自己株式373,365株を除く)

3. 当事業年度末の株主数

52.879名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,702	6.53
双葉電子工業株式会社	954	3.66
有限会社エターナル	952	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株 式 付 与 ESOP 信 託 ロ・76353 ロ)	839	3.22
新 電 元 工 業 株 式 会 社	748	2.87
サ ク サ 株 式 会 社	748	2.87
ニ チ コ ン 株 式 会 社	727	2.79
横 山 淳 子	724	2.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	540	2.07
グローセル従業員持株会	437	1.67

⁽注) 持株比率につきましては、自己株式(373,365株)を控除して算出しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する株式(839,180株)及び株式給付信託が保有する株式(540,700株)を含めておりません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項1. 取締役及び監査役(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡 部 昭 彦	代表取締役社長	_
上 野 武 史	取締役副社長	株式会社イーストンワークス 取締役
高 橋 強	常 務 取 締 役	台灣高導股份有限公司 取締役
川田裕久	取 締 役	_
奈 良 弘 行	取 締 役	高導香港有限公司 取締役 GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD. 取締役 台灣高導股份有限公司 取締役 高導(上海)貿易有限公司 取締役 GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD. 取締役 GLOSEL AMERICA INC. 取締役 株式会社イーストンワークス 取締役
石 井 仁	取締役相談役	_
苅 田 祥 史	取 締 役	新明和工業株式会社 取締役
松村敦子	取 締 役	東京国際大学経済学部 教授 日本女子大学家政学部家政経済学科 非常勤講師 ミネベアミツミ株式会社 取締役
濱 野 京	取 締 役	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 評議員 国立大学法人信州大学 理事(ダイバーシティ推進担当) 総務省独立行政法人評価制度委員会 評価部会委員 株式会社ビューネットコーポレーション 取締役 日本弁護士連合会 市民会議委員 株式会社八十二銀行 取締役
髙 木 身記成	常 勤 監 査 役	_
菰 田 当 昭	常 勤 監 査 役	千代田インテグレ株式会社 監査役
土井豊	監 査 役	東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課 公益法人担当公益認定等専門員
大 髙 俊 幸	監 査 役	大髙俊幸公認会計士事務所 代表

(注) 1.	令和4年1	月1日付	で以下の役員	が異動致し	しました。
--------	-------	------	--------	-------	-------

氏 名						5	星動後	後の行	殳職	名			弄	動育	すの名	殳職:	名		
ſ	岡	部	昭	彦		代	表	取	締	役	社	長	専	矛	务	取	糸	帝	役
ſ	高	橋		強		常	彩	5	取		締	役	取			締			役
	石	井		仁		取	締	役	Ļ :	相	談	役	代	表	取	締	役	社	長

- 2. 常務取締役築地宏夫氏は令和3年6月25日開催の第67期定時株主総会終結時に任期満了により退任 致しました。
- 3. 監査役田村和己氏は令和3年6月25日開催の第67期定時株主総会終結時に辞任により退任致しました。
- 4. 取締役苅田祥史、松村敦子、濱野京の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届出を行っております。
- 5. 常勤監査役菰田当昭、監査役土井豊、大髙俊幸の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届出を行っております。尚、当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。
- 6. 取締役苅田祥史氏は、長年にわたるグローバル企業での経験に加え、他企業の副社長執行役員を歴任し、豊富な企業経営の経験と知見を有するものであります。
- 7. 取締役松村敦子氏は、大学教授として経済学に関する専門的な知見に加え、教育者として幅広い見識と経験を有しております。
- 8. 取締役濱野京氏は、長年にわたる独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)で企業の海外ビジネス支援事業や産業観光等地域の創生事業での経験に加え、官民連携のクールジャパン戦略を担当、また大学理事としても学校経営に携わる等多様な経験を有しております。
- 9. 常勤監査役菰田当昭氏は、昭和46年から33年間、丸三証券株式会社に勤務し、多数の企業の上場審査、計数分析に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、その知見を生かし平成27年から千代田インテグレ株式会社社外監査役を務めております。
- 10.監査役土井豊氏は、金融機関での豊富な経験を経て、メーカーにおいて管理業務も歴任し、これまでの専門知識、実務経験等を有するものであります。
- 11.監査役大高俊幸氏は、有限責任監査法人トーマツで培った幅広い知識・経験等に加え、公認会計士としての知識・実務経験を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

- 1. 当社と取締役である苅田祥史、松村敦子及び濱野京並びに監査役である髙木身記成、菰田 当昭、土井豊及び大髙俊幸の7氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 2. 当社の取締役である苅田祥史、松村敦子及び濱野京並びに監査役である髙木身記成、菰田 当昭、土井豊及び大髙俊幸の7氏は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425 条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支える為、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月に更新予定となっております。

取締役・監査役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の 被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補 者については、選任後被保険者となります。

<契約の概要>

- 1. 被保険者の範囲
 - 当社取締役、監査役及び国内外子会社役員
- 2. 保険契約の内容の概要
 - ①被保険者の実質的な保険等負担割合 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担 はありません。
 - ②補填の対象となる保険事故の概要 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う 事、又は当該責任の追及に関わる請求を受ける事によって生ずることのある 損害について補填する。但し、法令違反の行為である事を認識して行った行為 の場合等は一定の免責事由があります。
 - ③役員等の職務の適正性が損なわれない為の措置 保険契約に免責額を定めており、当該免責額までの損害については補填の対象 としないこととしております。

2. 役員の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は令和3年6月25日の取締役会において以下の通りの内容を決議いたしました。 取締役の報酬については、基本報酬に加え業績と連動する業績連動報酬を導入しております。役位、職責、在任年数等の他、経済情勢・他社水準等に加え、会社の業績見込み、個人別のミッションに対する定量的・定性的な個人の業績を加味して報酬額を算定いたします。このような方針に基づき、代表取締役社長が作成した原案を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて代表取締役社長が取締役各々の報酬を決定いたします。なお、代表取締役社長の報酬については、特別人事委員会の委員長より諮問いたします。これら原案及び特別人事委員会の答申に基づき各取締役の報酬を決定の上、取締役報酬総額を取締役会で決議いたします。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、平成21年2月24日開催の臨時株主総会において年額275百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(内、社外取締役は0名)です。

当社監査役の金銭報酬の額は、平成19年6月28日開催の第53期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に基づき代表取締役社長である岡部昭彦が作成した原案を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて代表取締役社長が取締役各々の報酬を決定いたします。 なお、代表取締役社長の報酬については、特別人事委員会の委員長より諮問いたします。 これら権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の職責などを熟知しており、総合的に各取締役の報酬額を決定するのに最も適していると判断した為です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の	の総額(百万円)	対象となる 役員の員数
1又貝匹刀	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬	(名)
取締役 (社外取締役を除く。)	184	138	45	7
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13	_	1
社外取締役	19	19	_	3
社外監査役	19	19	_	4
合計 (うち社外取締役・社外監査役)	235 (38)	190 (38)	45	15 (7)

<上記報酬等に関する事項>

①業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高める為、業績指標を反映し個々の取締役の評価に基づき毎月支給しております。

業績指標は、各事業年度の業績(当社全体での利益水準・利益率及び前年度比較等)に加え、個人別のミッションに対する定量的・定性的な個人の業績を加味して決定しております。目標となる業績指標並びに取締役のミッションは、適宜、環境の変化に応じて社外取締役及び社外監査役にその適切性を聴取した上で、代表取締役社長が見直しを行うものとしております。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績に対する意欲を高め持続的な企業価値向上の実現に資する為であり、その算定の一部に用いた各事業年度の実績は「Ⅰ.企業集団の現況に関する事項 3.直前三事業年度の財産及び損益の状況」に記載の通りです。

- ②非金銭報酬等に関する事項該当事項はありません。
- ③当該事業年度に係る個別の報酬等の内容が当該方針に合うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬については、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に基づき決定しています。その内容は、代表取締役社長が作成した原案を特別人事委員会に諮問し、その答申を受けて代表取締役社長が取締役各々の報酬を決定いたします。なお、代表取締役社長の報酬については、特別人事委員会の委員長より諮問いたします。これら原案及び特別人事委員会の答申に基づき各取締役の報酬を決定の上、取締役報酬総額を取締役会で決議いたします。これらの手続きを経て、個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	苅 田 祥 史	新明和工業株式会社	取締役	_
		東京国際大学	経済学部 教授	_
取締役	松村敦子	日本女子大学	家政学部 家政経済学科 非常勤講師	_
		ミネベアミツミ株式会社	取締役	_
		独立行政法人日本貿易振興 機構 (ジェトロ)	評議員	_
		国立大学法人信州大学	理事 (ダイバーシティ推進担当)	_
取締役	濱 野 京	総務省独立行政法人 評価制度委員会	評価部会委員	_
		株式会社ビューネットコー ポレーション	取締役	_
		日本弁護士連合会	市民会議委員	_
		株式会社八十二銀行	取締役	_
常勤監査役	菰 田 当 昭	千代田インテグレ株式会社	監査役	_
監査役	土井豊	東京都生活文化スポーツ局 都民生活部管理法人課	公益法人担当公益認定等 専門員	_
監査役	大 髙 俊 幸	大髙俊幸公認会計士事務所	代表	_

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況及び期待される役割・職務の概要
取締役	苅田 祥史	24/24回 (2/2回)	_	コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席。主に取締役会ではこれまで従事したグローバル企業で実務経験から培った豊富な経験・知見に基づき、当社の期待する人材育成、財務会計方針、新規ビジネスへの提案、コーポレートガバナンスの充実等について、必要な指摘・意見を述べております。また、監査役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。
取締役	松村 敦子	24/24回 (2/2回)	_	教育委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席。主に取締役会では教育者として培った幅広い見識と豊富な経験・知見に基づき、当社の期待する人材育成、コーポレートガバナンスの充実等について、必要な指摘・意見を述べております。他にも教育委員会に出席し当社におけるダイバーシティ・ワークライフバランスについて発言、指導を行っております。また、監査役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。
取締役	濱野 京	22/24回 (2/2回)	_	コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席。主に取締役会では長年にわたり従事した公的機関で培った海外ビジネス支援等の豊富な実務経験・知見に基づき、当社の期待するグローバル化、コーポレートガバナンスの充実等について必要な指摘・意見を述べております。また、監査役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。

区分	氏	名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況
常勤 監査役	菰田 当	邰	20/24回 (2/2回)	13/17回 (3/5回)	取締役との面談の他、会計監査人、監査部との情報連絡会、 内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委 員会等へ出席し、主に社外にて従事した実務経験から培っ た豊富な経験・知見に基づき、内部統制・コーポレートガ バナンスの充実等について必要な指摘・意見を述べており ます。 また、社外取締役との情報交換会では経営課題やガバナン ス体制について当社がなすべき事を中心に議論しておりま す。
監査役	土井	豊	24/24回 (2/2回)	17/17回 (5/5回)	取締役との面談の他、会計監査人、監査部との情報連絡会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席し、主に金融機関での実務経験及びメーカーにおいて管理業務から培った豊富な経験・知見に基づき、監査体制等に関し必要な指摘・意見を述べております。また、社外取締役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。
監査役	大髙 俊	夋幸	20/24回 (2/2回)	11/17回 (1/5回)	取締役との面談の他、会計監査人、監査部との情報連絡会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等へ出席し、主に公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、経理・会計処理・内部統制等に関し必要な指摘・意見を述べております。また、社外取締役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべき事を中心に議論しております。

- (注) 1. 取締役及び監査役の取締役会出席回数は、臨時取締役会を含んでおり、() は臨時取締役会の出席回数となります。
 - 2. 監査役の監査役会出席回数は、臨時監査役会を含んでおり、() は臨時監査役会の出席回数となります。
 - 3. 大高俊幸氏は、令和3年6月25日開催の第67期定時株主総会にて監査役に選任され、任期中の取締役会及び監査役会は全て出席しております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	7人	38百万円

IV. 会計監査人に関する事項

1. 名称

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人

2. 企業集団全体での報酬等

(1)	報酬等の額	55百万円
(2)	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監 査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況及び当事業年度の監査計画・報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保する為の体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の拠り所とする【基本理念】及び【経営理念】を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人に伝え、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

当社グループは、取締役を責任役員としてコンプライアンス規程を制定し、委員会を設置するとともに取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告に対して、当社は通報内容を秘守し通報者に対して、不利益な扱いを行わないこととしております。

また、当社に監査部を設置し、内部監査体制の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することにより、コンプライアンス体制の整備を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報は文書または電磁的媒体(以下文書等)に記録し、また、取締役会規則及び文書管理規程に従い適切に保存及び管理(廃棄含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長に直属する部署として、監査部を設置し、その事務を管掌します。また、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行います。

当社の監査部の監査により、当社グループにおいて法令定款違反その他の事由に基づき損失の 危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失 の程度等について直ちに代表取締役社長を委員長とする危機(リスク)管理委員会及び担当部署 に通報される体制を構築しております。

危機(リスク)管理委員会は、危機の範囲・リスクカタログ等の危機(リスク)管理規程の整備、運用状況の確認を行っております。

また、BCP(事業継続計画)を策定し、万一の非常事態に備え社内外の整備構築を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は毎月1回以上開催する定時取締役会のほか、緊急を要する事項がある場合には機動的に臨時取締役会を開催し、取締役の業務執行状況の監督、重要事項に係る決定等の経営全般の意思決定機構としての機能を有しております。

当社グループの業務執行の監督については、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて当社の取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布され充実した議論が行われる体制をとっております。

また、子会社の業務執行の状況につきましては、当社の取締役が子会社の取締役を兼務しており、当社の取締役会で状況報告がなされ、議論が行われております。

当社グループの日常の業務遂行につきましては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、【基本理念】及び【経営理念】を、当社グループの取締役・使用人にその精神を伝え、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底し、業務の適正を図ります。

当社グループは、当社の監査部の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、当社のコンプライアンス委員長(代表取締役社長)、子会社担当取締役と監査部とが定期的に情報交換会を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握し、対応策を実施しております。

また、当社グループにおいてコンプライアンスに関する問題等が発生した場合、当社のコンプライアンス委員会事務局及び管掌取締役に報告されるほか、重要な情報は適宜報告することとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、当社の監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役には当社の業務を十分検証できる人材を2名配置(常勤監査役)し、監査業務を行っております。

当社は、補助すべき使用人を必要に応じて置くこととし、その人事については当社の取締役と 監査役にて意見交換を行い速やかに措置を講ずるものとしております。

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとします。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役会の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保します。

7. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制並びにこれらの報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役は、監査役の出席する取締役会において職務の執行状況の報告を行っております。

また、当社グループの取締役及び使用人は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりです。

- ・ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 監査役から要求された会議議事録及び稟議書の回付の義務付け
- 内部通報制度の運用及び通報の内容

なお、監査役への報告者及び内部通報者に対しては、社内規程に基づき不利益な扱いはしないことを定めております。

8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の監査役がその職務執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

当社の監査役会は、当社の代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催し、業務執行状況の確認や監査役の監査報告、監査意見等を提示し、相互理解を図り、監査精度の向上に努めております。更に必要あるとき、適宜意見交換会を開催しております。

また、各取締役に対しては、個別に面談を行い業務執行状況を確認しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、当社及び当社グループ全体として毅然とした態度で 臨み、未然防止について制定した「反社会的取引防止規程」に具体的方針をかかげ、反社会的勢力との一切の関係を持たない体制を整えております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「内部統制規程」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う事により、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整えております。

VI. 業務の適正を確保する為の体制の運用状況(概要)

当社グループ全体の業務の適正を確保するため、前述の体制について適切な運用に努めております。当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

1. コンプライアンス

- (1) 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、適宜、関係部門からコンプライアンスに関する報告を受けております。
 - 当事業年度においては、委員会を2回開催し、必要な対策を審議・決定するとともに、関係 部門に対しコンプライアンスに関する指示を行いました。
- (2) 新人教育、新任管理職研修、管理職の研修会等でコンプライアンス教育を実施する他、適宜コンプライアンスに関する通達、社内勉強会を実施しました。

2. リスク管理

当社は、代表取締役社長を委員長とする危機(リスク)管理委員会を組織し、リスク管理に関する通達を実施する他、関係部門からリスク事案に関する報告を受けております。当事業年度においては、委員会を2回開催し、必要な対策を審議・決定するとともに、関係部門に対しリスク管理に関する指示を行いました。

3. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役を委員長とする内部統制委員会を組織し、当事業年度において、内部統制の 評価を実施しました。内部統制の評価の結果に関しては、監査法人の監査を受けておりま す。
- (2) 内部統制委員会を隔月で開催し、評価の結果を確認しました。 評価の結果を踏まえ、内部統制報告書を作成し、取締役会に報告しております。

4. 監査役の監査の実効性を確保する体制

監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催し、また、各取締役とは個別面談を行う等、業務執行状況を確認し、監査精度の向上に努めております。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	34,733	流 動 負 債	15,175
現 金 及 び 預 金	2,625	買 掛 金	6,784
受 取 手 形	20	短 期 借 入 金	6,916
売 掛 金	14,329	1年内返済予定の長期借入金	233
電子記録債権	1,731	リース 債務	20
商 品 及 び 製 品	15,734	未払法人税等	122
原 材 料	16	そ の 他	1,097
仕 掛 品	14	固定負債	1,226
そ の 他	261	長期借入金	634
固定資産	3,948	リ ー ス 債 務	36
有 形 固 定 資 産	1,064	退職給付に係る負債	232
建物及び構築物	157	株式給付引当金	152
工具、器具及び備品	32	繰 延 税 金 負 債	62
土 地	817	そ の 他	108
リ ー ス 資 産	56	負 債 合 計	16,401
そ の 他	0	(純資産の部)	
無形固定資産	127	株 主 資 本	21,487
ソフトウエア	94	資 本 金	5,042
商標権	15	資本 剰余金	4,720
そ の 他	17	利 益 剰 余 金	12,506
投資その他の資産	2,755	自 己 株 式	△781
投 資 有 価 証 券	1,908	その他の包括利益累計額	792
繰 延 税 金 資 産	46	その他有価証券評価差額金	△14
そ の 他	822	為替換算調整勘定	789
貸 倒 引 当 金	△21	退職給付に係る調整累計額	17
		純 資 産 合 計	22,280
資 産 合 計	38,682	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,682

連結損益計算書

(自 令和3年4月1日) 至 令和4年3月31日)

科			金	額
売 上	高			67,259
売 上 原	価			60,116
		益		7,142
	管理費			6,189
営業	利	益		953
営 業 外 」	仅 益			
受取		息	2	
		金	45	
		料	80	
		料	27	
		金	43	
為替		益	94	
		他	85	379
営業外 支 払	費 用 利	息	50	
		^尽 損	15	
		料	1	
		費	61	
		他	4	133
経常		益		1,199
特 別 利	益			
固定資產		益	44	44
特別 損	失			
		損	1	
事業構造		用	1,152	
		損	179	1,333
		失		88
		税	163	
法人税等		額	110	273
		失		362
親会社株主に帰原	禹96当期純預	大		362

連結株主資本等変動計算書

(自 令和3年4月1日) 至 令和4年3月31日)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,042	4,720	13,184	△925	22,021
会計方針の変更による累積的影響額	_	_	△1	_	△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,042	4,720	13,182	△925	22,019
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△312		△312
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△362		△362
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				143	143
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	△675	143	△531
当 期 末 残 高	5,042	4,720	12,506	△781	21,487
		その他の包括	毛利益累計額		
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	47	365	67	480	22,501
会計方針の変更による累積的影響額	_	_	_	_	△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	47	365	67	480	22,499
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△312
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△362
自己株式の取得					△0
					143
自己株式の処分					145
自己株式の処分 株資料が利用の当胺が傾(純額)	△62	424	△49	312	312
	△62 △62	424 424	△49 △49	312 312	

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社は、株式会社イーストンワークス、高導香港有限公司、GLOSEL ELECTRONICS SINGAPORE PTE.LTD.、台灣高導股份有限公司、高導(上海)貿易有限公司、GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.LTD.及びGLOSEL AMERICA INC. 7社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、高導(上海)貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。 連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定)

仕 掛 品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下

げの方法により算定)及び移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

製 品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式給付引当金

株式交付規程に基づく社員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。

代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社グループが本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。

また、当社グループが代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額もしくは対価の純額で収益を認識しております。

当社グループは、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

当社グループは集積回路、半導体素子、表示デバイス等の半導体や電子部品の販売、高感度な半導体ひずみセンサを搭載したセンサモジュール「STREAL」の自社設計・製造・販売を主な事業としております。

これらの商品及び製品の販売については、多くの場合、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用はその発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度から1年間で費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部 におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社は、従来、輸出販売において主に輸出通関時に収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識することとしております。また、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

海外連結子会社の一部は、従来、主に出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に商品が到着した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を溯及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は279百万円減少し、売上原価は281百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ1百万円増加し、税金等調整前当期純損失は1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」「売掛金」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 棚卸資産評価損(売上原価)73百万円、商品及び製品15,734百万円
- (2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算出方法

商品及び製品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、 期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、正味売却価額まで簿価を切り 下げております。

一定期間滞留している商品及び製品については、滞留期間 に応じた評価減率を乗じた金額 を棚卸資産評価損として計上し、規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。 最終的な評価減率は過去の滞留品のその後の販売実績を基にした率としております。

ただし、仕入先の生産終了に伴い、得意先から買取数量及び買取期限の通知を受け、保守部品として購入した商品(以下、メーカー保守品という。(5,294百万円))については、販売可能性が高いため、規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用せず、買取期限を超過した場合に、帳簿価額と備忘価額との差額を評価損として計上しております。

また、将来発生が予想される損失に備えるため、メーカー保守品の期末残高については、評価損の過去の実績率を基に評価損を計上しております。

② 主要な仮定

棚卸資産の評価減の基礎となる主要な仮定は、得意先への販売数量と販売単価の予測であります。

また、メーカー保守品の場合は、得意先からの通知による買取数量、買取期限及び当社の販売単価の予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

得意先の需要の変化により滞留在庫金額が増加した場合や滞留期間が延びた場合、棚卸資産評価損を追加計上する可能性があります。

また、メーカー保守品は得意先の需要の変化により買取期限を超過した場合等、棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 46百万円 (繰延税金負債と相殺前の金額は268百万円)
- (2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金1,062百万円(うち経営基盤強化施策推進に伴う構造改革費用の計上等に伴う当期発生額:367百万円)に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌期の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌期の事業計画における主要な仮定は、得意先別かつ商品毎に集計した売上高と売上総利益率の予測であります。

売上高の予測は、過去の販売実績や得意先との協議、仕入先等の生産計画及び市場動向を加味して予測した販売数量と販売単価を基とし算出しております。

また、売上総利益率の予測は、売上高の予測と過去の仕入実績や仕入先等の見積りに基づいて売上原価を予測し算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の見積りは、不確実性が高く、これらが変動することに伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

売上高と売上総利益率の実績が予測値を上回る場合は、繰越欠損金の使用見込額が増加し、 繰延税金資産が追加計上される可能性があり、予測値を下回る場合は、繰越欠損金の使用見込 額が減少し、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 減損損失 73百万円、固定資産(有形・無形固定資産及び長期前払費用)1.509百万円

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき、また遊休資産及び売却予定資産については、それぞれ個別物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度にて減損損失を計上した当該資産については、売買契約締結に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

事業用資産については、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローは、中期経営計画を基礎としております。

また、その後の成長率は0%と仮定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた中期経営計画の主要な仮定は、得意先別かつ商品毎に集計した売上高及び売上総利率の予測であります。

売上高の予測は、過去の販売実績や得意先との協議、仕入先等の生産計画及び市場動向を加味して予測した販売数量と販売単価を基とし算出しております。

また、売上総利益率の予測は、売上高の予測と過去の仕入実績や仕入先等の見積りに基づいて売上原価を予測し算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の見積りは、不確実性が高く、これらが変動することに伴い、割引前将来キャッシュ・フローが変動し、減損損失の認識の判定に重要な影響を与えるリスクがあります。

売上高と売上総利益率の実績が計画値を下回る場合は固定資産の減損損失を計上する可能性 があります。

7. 追加情報

(株式付与ESOP信託及び株式給付信託(従業員持株会処分型)の導入)

当社は、平成31年1月30日開催の取締役会において、従業員の帰属意識と経営参画意識の醸成による長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を目的に「株式付与ESOP信託」(以下「付与型ESOP」という。)及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下「持株会型ESOP」といい、付与型ESOPとあわせて「本制度」という。)の導入を決議いたしました。

(1) 付与型ESOP

① 取引の概要

・信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

・信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与

・委託者 当社

・受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株

式付与ESOP信託口·76353口))

・受益者 従業員のうち、受益者要件を充足する者

・信託管理人 当社と利害関係のない第三者

・信託契約日 平成31年3月4日

・信託の期間 平成31年3月4日~令和6年6月30日(予定)

・制度開始日 平成31年4月1日

・議決権行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理

人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

・取得株式の種類 当社普通株式

・取得株式の総額 418百万円

・株式の取得方法 当社自己株式の第三者割当により取得

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度350百万円、839,180株であります。

(2) 持株会型 E S O P

① 取引の概要

信託の種類 指定金銭信託(他益信託)

・信託の目的 持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管

理・処分により得た収益の受益者への給付

・委託者 当社

・受託者 みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行(信託E口))

・受益者 受益者適格要件を充足する持株会会員

・信託管理人 当社の従業員から選定

・信託契約日 平成31年3月6日

・信託の期間 平成31年3月6日~令和6年4月10日(予定)

・議決権行使 受託者は、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の

指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

・取得株式の種類 当社普通株式・取得株式の総額 476百万円

・株式の取得方法

当社自己株式の第三者割当により取得

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度226百万円、540,700株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当連結会計年度末226百万円

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

Ⅱ.連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

	担	保	提	供	資	産		対		応	債	務
	種	類		期末帳	簿価額	(百万円)		内	1	容	期末残	高(百万円)
建			物			92	未		払	金		25
土			地			715						
		計				807			計			25

2. 有形固定資産の減価償却累計額

882百万円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

1. 事業構造改善費用

当社グループでは、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うことで損益の改善を目指しており、本構造改革に伴う費用を事業構造改善費用として計上しております。

事業構造改善費用の内訳は、以下のとおりであります。

希望退職者の募集に伴う特別退職金等	1,020	百万円
減損損失(注)	73	百万円
再就職支援費用	30	百万円
その他	27	百万円
計	1,152	百万円

(注) 固定資産の減損損失に係るものは、以下のとおりであります。

用途	種類	場所	減損損失金額
売却予定資産	土地	立川営業所	73 百万円

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に 基づき、また遊休資産及び売却予定資産については、それぞれ個別物件ごとにグルーピングを行っ ております。

(経緯)

当該資産については、 売買契約締結に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額の算定方法等)

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額(売買契約額に基づく評価)により算定しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,426,800	_	_	26,426,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,097,045	40	343,840	1,753,245

- (注)1. 当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する当社の株式が1,379,880株含まれております。
 - 2. (変動事中の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加

40株

減少数の内訳は、次の通りであります。

株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少 152,440株 株式給付信託から従業員持株会への売却による減少 191,400株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年 5月14日 取締役会	普通株式	312	12	令和3年 3月31日	令和3年 6月7日

- (注)「配当金の総額」には、この配当の基準日である令和3年3月31日現在で株式付与ESOP信託及び株式 給付信託が所有する当社株式(自己株式)1.723.720株に対する配当金を含んでおります。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年 5月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	312	12	令和4年 3月31日	令和4年 6月8日

(注)「配当金の総額」には、この配当の基準日である令和4年3月31日現在で株式付与ESOP信託及び株式 給付信託が所有する当社株式(自己株式)1,379,880株に対する配当金を含んでおります。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用面については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、 銀行等金融機関からの借入によって行っております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、事務取扱基準書に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1)受取手形	20	20	_
(2) 売掛金	14,329	14,329	_
(3) 電子記録債権	1,731	1,731	_
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,908	1,908	_
(5) 買掛金	(6,784)	(6,784)	_
(6) 短期借入金	(6,916)	(6,916)	_
(7) 長期借入金	(868)	(866)	△1

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成され

る当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した

時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の

時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そ

れらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順

位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価						
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計			
投資有価証券 その他有価証券							
株式	1,908	_	_	1,908			

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
受取手形	_	20	_	20		
売掛金	_	14,329	_	14,329		
電子記録債権	_	1,731	_	1,731		
買掛金	_	6,784	_	6,784		
短期借入金	_	6,916	_	6,916		
長期借入金	_	866	_	866		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1.投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価を レベル1の時価に分類しております。

2.受取手形、壳掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3.長期借入金

固定金利による長期借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(単位:百万円)

VI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

					(: .— — : 3 : 3 /
	集積回路	半導体素子	表示デバイス	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	42,695	10,043	1,667	12,853	67,259
外部顧客への売上高	42.695	10.043	1.667	12.853	67.259

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 集積回路、半導体素子及び表示デバイス

当社グループは集積回路、半導体素子及び表示デバイスを国内外のメーカーに対し販売しております。販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に引き渡した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。これらの商品の販売による収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、集積回路、半導体素子及び表示デバイスの主要取扱商品は以下のとおりであります。

集積回路	マイコン、ロジック、メモリ、センサ等
半導体素子	トランジスタ、ダイオード、整流素子等
表示デバイス	液晶表示等

(2) その他

その他は一般電子部品、電子機器等の商品の販売及び自社製品の半導体ひずみセンサ「STREAL」の販売が含まれております。その他商品及び製品の販売については商品及び製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。これらの商品及び製品の販売による収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

契約負債(期首残高)11百万円契約負債(期末残高)9百万円

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、当社グループが受注した製品のうち、期末時点において対価を受け取ったものの履行義務を充足していない受注残高であります。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
1年以内	44,338
1年超2年以内	4,396
2年超3年以内	121
3年超	898
合計	49,755

Ⅲ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

903円01銭

14円84銭

1株当たり当期純損失

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数 1,379,880株 期中平均の当該自己株式の数1,610,264株

(注) 本連結計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	25,682	流 動 負 債	10,680
現 金 及 び 預 金	844	貴 掛 金	5,218
受 取 手 形	20	短 期 借 入 金	4,200
売 掛 金	10,967	1 年内返済予定の長期借入金	233
電子記録債権	1,731	リース債務	1
商品	11,778	未払金	470
原 材 料	16	未払法人税等	58
仕 掛 品	14	未払費用	444
製品	80	前 金	10
前 渡 金	3	預 り 金	36
前 払 費 用	92	そ の 他	5
そ の 他	132	固 定 負 債	1,114
固 定 資 産	4,211	長 期 借 入 金	634
有 形 固 定 資 産	1,007	リ ー ス 債 務	4
建物	156	退職給付引当金	215
構築物	0	株式給付引当金	152
工 具、器 具 及 び 備 品	26	そ の 他	108
土 地	817	負 債 合 計	11,794
リ ー ス 資 産	5	(純資産の部)	
そ の 他	0	株主資本	18,112
無形固定資産	121	資 本 金 資 本 剰 余 金	5,042
ソフトウエア	87	資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金	4,720 3,652
商標權	15	その他資本剰余金	1,067
そ の 他	17	利益剰余金	9,131
投資その他の資産	3,082	利益準備金	318
投資有価証券	1,890	その他利益剰余金	8,812
関係会社株式	239	別途積立金	5,900
出資金	0	繰越利益剰余金	2,912
長期 前払費用	316	自 己 株 式	△781
繰 延 税 金 資 産	170	評価・換算差額等	△13
そ の 他	486	その他有価証券評価差額金	△13
貸 倒 引 当 金	△21	純 資 産 合 計	18,099
資 産 合 計	29,893	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,893

損益計算書

(自 令和3年4月1日) 至 令和4年3月31日)

53,281	科目		金	額
受しています。 取りではないできない。 0 185 日本のでは、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	売 上 高 売 上 原 価 売 上 総 利 販売費及び一般管理費		<u> 27</u>	53,281 47,407 5,873 5,545
特別 利益 固定資産売却益 44 特別 損失 固定資産除却損 1 事業構造改善費用 1,143 投資有価証券評価損 179 税引前当期純損失 179 法人税、住民税及び事業税 27 法人税等調整額 80	受受仕受販受受雇為貸そ 支売債シ支そ受受仕受販受受雇為貸そ 支売債シ支そ受受仕受販受受雇為貸そ 支売債シ支その費	料料金金益額他 息引損料費他	185 1 46 80 27 38 43 112 1 51 25 1 15	98
固定資産除却損事業構造改善費用 取資有価証券評価損 税引前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額1 1,143 179 27 80	特別利益		44	
	固 定 資 産 除 却 事 業 構 造 改 善 費 投 資 有 価 証 券 評 価	用 損	1,143	1,324
	税引前当期純損法人税段調整当期純損	失 税額 失		

株主資本等変動計算書

(自 令和3年4月1日) 至 令和4年3月31日)

					杉	ŧ	È	È	資	Z	Z			
	·		資			Z	Z		剰		余		金	
	資	本	金	資	本	準	備	金	その作	也資本	剰余金	資本	剰余	金合計
当 期 首 残 高			5,042				3,6	52			1,067			4,720
会計方針の変更による累積的影響額			_					_			_			_
会計方針の変更を反映した当期首残高			5,042				3,6	52			1,067			4,720
当 期 変 動 額														
剰余金の配当														
当期純損失(△)														
自己株式の取得														
自己株式の処分														
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)														
当期変動額合計			_					_			_			_
当 期 末 残 高			5,042				3,6	52			1,067			4,720

		株主	資本	
		利 益 乗	第 金	
	到 **	その他利	益剰余金	웨쓨ᆒᄉᄉᄉ
	利益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	318	5,900	3,796	10,014
会計方針の変更による累積的影響額	_	_	△1	△1
会計方針の変更を反映した当期首残高	318	5,900	3,795	10,013
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			△312	△312
当期純損失(△)			△569	△569
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	_	_	△882	△882
当期末残高	318	5,900	2,912	9,131

(単位:百万円)

	株主			資	資 本			評価・換	算差額等	()	
	自己	株	式	株合	主	資	本計	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高		△9	25			18,8	52	47	47	18,899	
会計方針の変更による累積的影響額			_				△1	_	_	△1	
会計方針の変更を反映した当期首残高		△9	25			18,8	51	47	47	18,898	
当 期 変 動 額											
剰余金の配当						$\triangle 3$	12			△312	
当期純損失(△)						$\triangle 5$	69			△569	
自己株式の取得		۷	$\triangle 0$			4	$\triangle 0$			△0	
自己株式の処分		1	43			1	43			143	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								△60	△60	△60	
当期変動額合計		1	43			$\triangle 7$	'38	△60	△60	△799	
当 期 末 残 高		△7	81			18,1	12	△13	△13	18,099	

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価

以外のもの は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

子 会 社 株 式 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 器 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価

切下げの方法により算定)

仕 掛 品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下

げの方法により算定)及び移動平均法による原価法(貸借対照表価額

は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

製 品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価

切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき計上しております。

過去勤務費用はその発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、翌事業年度から1年間で費用処理することとしております。

(3) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく社員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行 義務を識別しております。

当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、 履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。

代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、 特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しており ます。 また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額もしくは対価の純額で収益を認識しております。

当社は、収益を、顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

当社は集積回路、半導体素子、表示デバイス等の半導体や電子部品の販売、高感度な半導体ひずみセンサを搭載したセンサモジュール「STREAL」の自社設計・製造・販売を主な事業としております。

これらの商品及び製品の販売については、多くの場合、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

6. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社は、従来、輸出販売において主に輸出通関時に収益を認識しておりましたが、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識することとしております。また、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は328百万円減少し、売上原価は329百万円減少し、営業利益、

経常利益はそれぞれ0百万円増加し、税金等調整前当期純損失は0百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 棚卸資産評価損32百万円、商品及び製品11.858百万円
- (2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報 連結注記表「I. 6会計上の見積りに関する注記(棚卸資産の評価)」に記載した内容と同一であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額) 170百万円 (繰延税金負債と相殺前の金額は215百万円)
- (2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報 連結注記表「I. 6会計上の見積りに関する注記(繰延税金資産の回収可能性)」に記載した内容 と同一であります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失73百万円、固定資産(有形・無形固定資産及び長期前払費用)1,445百万円 当事業年度において減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響 を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

(2) その他の見積りの内容に関する理解に資する情報 連結注記表「I.6会計上の見積りに関する注記(固定資産の減損)」に記載した内容と同一で あります。

8. 追加情報

(株式付与ESOP信託及び株式給付信託(従業員持株会処分型)の導入) 連結注記表「Ⅰ.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 7.追加情報」に記載した 内容と同一であります。

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 7.追加情報」に記載した内容と同一であります

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

	担	保	提	供	資	産		対		応	債	務
	種	類		期末帳	簿価額	(百万円)		内		容	期末残隔	高(百万円)
建			物			92	未		払	金		25
土			地			715						
		計				807			計			25

2. 有形固定資産の減価償却累計額

741百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

高導(上海)貿易有限公司 1,503百万円

GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD. 478百万円

GLOSEL AMERICA INC. 734百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,175百万円 短期金銭債務 17百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社への売上高2,965百万円関係会社からの仕入高343百万円販売費及び一般管理費259百万円営業取引以外の取引高182百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,097,045	40	343,840	1,753,245

(注)1. 当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する当社の株式が1.379.880株含まれております。

2. (変動事中の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。 単元未満株式の買取による増加

40株

減少数の内訳は、次の通りであります。

株式付与ESOP信託から対象者への株式給付による減少 152,440株 株式給付信託から従業員持株会への売却による減少 191,400株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 未払事業税 14百万円 未払事業所税 2百万円 未払賞与 79百万円 貸倒引当金 6百万円 投資有価証券評価損 57百万円 会員権評価損 34百万円 65百万円 退職給付引当金 株式給付引当金 46百万円 繰越欠損金 325百万円 64百万円 その他 繰延税金資産小計 698百万円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △254百万円 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △228百万円 評価性引当額小計 △482百万円 繰延税金資産合計 215百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △45百万円 繰延税金負債合計 △45百万円 170百万円 繰延税金資産の純額

(単位:百万円)

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額	科目	期末残高
子会社	高導香港有限公司	所有 直接 100.0%	商品の販売及び 仕入 役員の兼任	製品の売上	942	売掛金	402
フ 소址	高導(上海)	所有	商品の販売及び 仕入	製品の売上	1,448	売掛金	601
子会社	貿易有限公司	所有 直接 40.0% 間接 60.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証 (注 2)	1,503	_	_
子会社	GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	所有 間接 100.0%	商品の販売及び 仕入 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注3)	478	_	_
子会社	GLOSEL AMERICA INC.	所有 直接 100.0%	商品の販売及び 仕入 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注4)	734	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、一般取引条件を参考に価格交渉を行った上で決定しております。 2. 高導(上海)貿易有限公司の金融機関からの借入金につき、債務保証をおこなったものであります。 3. GLOSEL ELECTRONICS (THAILAND) CO.,LTD.の金融機関からの借入金につき、債務保証をおこ
 - なったものであります。
 - 4. GLOSEL AMERICA INC.の金融機関からの借入金につき、債務保証をおこなったものであります。

Ⅵ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「VI. 収益認識に 関する注記した内容と同一であります。

垭. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

733円54銭

1株当たり当期純損失

23円31銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純 損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり 純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数 1,379,880株 期中平均の当該自己株式の数 1,610,264株

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

株式会社グローセル 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加 藤 秀 満 指定有限責任社員 公認会計士 葛 西 信 彦 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローセルの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計 算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

株式会社グローセル 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加 藤 秀 満 指定有限責任社員 公認会計士 葛 西 信 彦 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローセルの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第68期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作 成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

尚、監査上の主要な検討事項(KAM)については、EY新日本有限責任監査法人と協議を 行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計 算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につ いて検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月23日

株式会社グローセル 監査役会

常勤	力監査	£役		髙	木	身訓	己成	
常勤	力監査	£役	(社外監査役)	菰	\blacksquare	当	昭	
監	査	役	(社外監査役)	土	井	틒	豊	
監	査	役	(社外監査役)	大	髙	俊	幸	

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田司町二丁目1番地 オーク神田ビル 当本社 4階 会議室 Tel.03-6275-0600



*駐車場の用意がございませんのでご了承の程お願い申し上げます。

